

奈良県教育委員会教育長訓令第十号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令  
甲第一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第三条第八号中「人事課長」を「行政・人材マネジメント課長」に改める。